

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	53 件
国民年金関係	31 件
厚生年金関係	22 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで  
私は、昭和59年7月に厚生年金保険適用事業所を退職後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は申立期間前後の期間の国民年金保険料を納付しているほか、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間の保険料は郵送されてきた納付書で納付していたと説明しており、この納付方法は申立人が当時居住していた区における保険料の納付方法と合致するなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったとする事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月及び同年3月  
私の母は、私が20歳になった平成5年\*月から国民年金保険料を納付してくれていた。私が8年1月に転居した後に、自宅に保険料の納付書が届いたことがあり、この時は私が納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人は転居後の平成8年頃に自宅に納付書が届いたことがあり、保険料を納付したと思うと説明しており、申立人に対して8年6月10日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、6年4月から申立期間直前の8年1月までの期間の保険料が現年度納付されていることから、当該納付書は申立期間に係る過年度納付書であったと考えられ、この納付書で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月から46年3月まで  
② 昭和48年7月から同年12月まで

申立期間①については、私が所持する年金手帳に国民年金の被保険者資格の取得日が「昭和41年\*月\*日」と記載されていることから、私の両親が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間②については、昭和46年4月以降の保険料は自分で納付しており、当該期間も納付書で私が金融機関において納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は6か月と短期間であり、申立人は当該期間を除き昭和46年4月以降の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人が保険料を納付していたとする金融機関は当該期間当時に開設されており、保険料の収納業務を行っていたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の両親及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されたと推認できる昭和46年4月時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、上記払出時点では44年4月以降の保険料は過年度

納付することが可能ではあるが、46年4月以降の保険料を自身が納付していたとする申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、両親及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、年金手帳の「初めて被保険者となった日」が「昭和41年\*月\*日」と記載されていることをもって、同日に両親が国民年金に加入し、保険料を納付していたはずであると説明しているが、当該事項は国民年金被保険者資格を取得した日であり、実際に国民年金の加入手続や保険料を納付した時点を示すものではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年6月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年6月から14年3月まで  
② 平成14年10月

私の母は、私が20歳の時に国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間直前の平成13年4月及び同年5月分の国民年金保険料は15年5月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認できること、当該過年度納付時期からみて、申立人は当該期間を含む13年度分の保険料の過年度納付書を受け取っていたと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が所持する所管社会保険事務所（当時）が平成16年12月13日に発行した保険料納付案内通知（はがき）に当該期間及びその直後の14年11月分の保険料は未納で時効消滅（ただし、当該通知発行時点では同年11月分の保険料は過年度納付が可能）を示す記号が記載されていること、申立人の所持する領収証書から、当該期間直後の平成14年11月から15年1月までの期間の保険料を16年12月21日に納付していることが確認でき、当該納付時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であったことなど、申立期間当時に申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成13年6月から14年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成11年4月から同年6月まで  
② 平成12年1月から同年3月まで

私は、大学を卒業した後に学生時代の国民年金保険料を遡って、毎月1か月分ずつ納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、当該期間直前の平成11年7月から同年12月までの期間の保険料は、申立人が大学を卒業した後の13年8月から14年1月までの各月にそれぞれ過年度納付されていることがオンライン記録で確認できること、当該期間直前の11年12月分の保険料を納付した14年1月時点で、当該期間後の12年度の保険料の学生納付特例申請及び13年度の保険料の免除申請は既に承認されており、過年度納付すべき保険料は当該期間の3か月のみであったことから、当該期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料を遡って納付し始めた時期に関する記憶が曖昧であるほか、当該期間直後の平成11年7月分の保険料は、時効期間経過直前の13年8月29日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成

12年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から同年12月までの期間及び60年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和59年7月から同年12月まで  
② 昭和60年10月から同年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を夫の分を含め金融機関から納付していた。夫の申立期間の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月及び3か月とそれぞれ短期間であり、申立人は、昭和59年4月分から国民年金保険料の納付を再開し、以降、厚生年金保険に加入する前の平成7年3月まで、申立期間を除き保険料を納付している。

また、申立期間①直前の昭和59年4月から同年6月までの期間、申立期間①及び②に挟まれた60年1月から同年9月までの期間及び申立期間②直後の61年1月から同年3月までの期間の保険料はいずれも過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、申立人が所持する61年4月4日時点で出力されたオンライン記録では、59年4月以降の納付記録が記載されていないことから、上記の納付期間の保険料はいずれも61年4月以降に過年度納付されたものと考えられ、その当時は保険料の納付を再開して、過年度納付と現年度納付を行っていた時期であり、この当時は保険料の納付意欲はあったものと考えられること、申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫は、49年10月以降、申立期間を含め平成10年7月まで保険料を納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月から5年3月まで  
② 平成5年7月及び同年8月

私は、平成3年7月に会社を退職し、当時居住していた区の出張所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その後5年5月に実家所在地の町に住所を移し、それまで納付していなかった国民年金保険料を一括で納付し、その後は夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、2か月と短期間であり、申立人は、平成5年5月に実家所在地の町に住所を移していることが戸籍の附票で確認でき、また、当該期間直前の同年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を同年12月及び6年2月に現年度納付していることがオンライン記録で確認できるほか、申立人は当該期間後の保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付場所及び保険料額等に関する記憶が曖昧である。また、申立人は実家所在地の町に住所を移した後、前に居住していた区から送付されてきた納付書で当該期間の保険料を一括で納付したと説明しているが、実家に住所を移す前の1年間は別の市に居住していたことがオンライン記録及び申立人が所持する年金手帳で確認でき、上記の区又は同区を管轄する社会保険事務所（当時）から納付書が送付されることは考えにくいことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年7月及び同年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA病院（現在は、B病院）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和 61 年 4 月 1 日、資格喪失日が平成 2 年 4 月 1 日とされ、当該期間のうち、同年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同病院における資格喪失日を同年 4 月 1 日とし、申立期間の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
A病院に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。B病院は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB病院の回答並びに申立人から提出のあった退職金試算表及び給料明細書により、申立人は、A病院に平成 2 年 3 月 31 日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる保険料控除額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料

を還付した場合を含む。) 、事業主は、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年3月25日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年7月から8年2月までの標準報酬月額については、7年7月から同年9月までは30万円、同年10月から8年2月までは41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月31日から8年4月1日まで

A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給料明細書等はないが、申立期間に確かに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成7年7月31日から8年3月25日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年11月8日）より後の8年4月8日付けで、7年10月の定時決定の記録が取り消され、遡って同年7月31日と記録されており、申立人と同様に16人の従業員及び代表取締役の資格喪失日が遡って同年7月31日と記録されていることが確認できる。

また、A社の元事業主は、保険料の納付について資料が無く不明と回答しているが、同社の当時の社会保険担当者及び複数の従業員は、社会保険事務所（当時）から社会保険料の納付督促の関係書類が送られたり、給与の遅配があった旨証言している。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間に取締役であったことが確認できるが、ほかの複数の取締役及び従業員は、申立人は設計部長で、厚生年金保険届出事務には関与していなかった旨回答していることから、申立人が当該処理に関与していたとは考え難い。

また、上記商業登記簿謄本により、A社は申立期間及び上記処理日において法人事

業所であったことが確認できることから、申立期間において、同社は厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。このため、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の同社における資格喪失に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該遡及処理は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、申立人から提出された健康保険等資格喪失証明書に資格喪失年月日として記載されている平成8年3月25日に訂正し、7年7月から8年2月までの標準報酬月額を、申立人に係る当該遡及処理前の記録から、7年7月から同年9月までは30万円、同年10月から8年2月までは41万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成8年3月25日から同年4月1日までの期間について、複数の従業員の証言により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主は、申立人に係る厚生年金保険料の控除について、資料を処分していて不明である旨回答し、また、上記社会保険担当者は、「平成8年2月及び同年3月の給料は支払われなかった。」と証言していることから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和63年11月から平成元年5月までは34万円、同年6月から2年5月までは38万円、同年6月から3年7月までは47万円、同年8月から6年2月までは53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月1日から平成6年3月1日まで  
ねんきん定期便によると、A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、平成元年11月までは6万8,000円、同年12月から6年2月までは8万円と実際に受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額になっていないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、昭和63年11月から平成元年5月までは34万円、同年6月から2年5月までは38万円、同年6月から3年7月までは47万円、同年8月から6年2月までは53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年11月30日の後の同年12月7日付けで、昭和63年11月から平成元年11月までは6万8,000円、同年12月から6年2月までは8万円に、遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同様に、A社の申立人以外の従業員全員（19名）についても、平成7年12月7日付けで遡って標準報酬月額の減額訂正処理が行われている。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間の一部において同社の取締役であったことが確認できるが、上記標準報酬月額の遡及減額訂正処理が行われた平成7年12月7日より前の5年8月1日に取締役を辞任しており、また、雇用保険の記録によると、申立期間において雇用保険に加入しており、従業員としての身分で同社

に勤務していたことがうかがえる上、取締役であった期間についても、同社の元取締役の一人は、「申立人は、名ばかりの取締役であり、編集関係を担当しており、社会保険事務に関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡って行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、昭和63年11月から平成元年5月までは34万円、同年6月から2年5月までは38万円、同年6月から3年7月までは47万円、同年8月から6年2月までは53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成5年6月1日、資格喪失日が9年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月27日から同年3月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月27日から同年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は、平成23年に年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成5年6月1日、資格喪失日が9年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月27日から同年3月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間として記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録、A社から提出のあった申立人に係る賃金台帳及び申立人の所持する給与明細書から、申立人は、同社に平成9年2月28日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳及び給与明細書において確認できる保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成 20 年 9 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録によると、離職日が平成 20 年 8 月 31 日と記録されており、また、A社から提出された雇用保険被保険者離職証明書によると、離職日が同日と記録されていることから、申立人は、申立期間に同社において継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社は、「給与支払方法については、締日は毎月 15 日、支払日は毎月 25 日、保険料控除方法は当月控除である。」旨回答しているところ、申立人から提出のあった給与明細書及び同社から提出のあった賃金台帳によると、平成 20 年 8 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社は、「雇用保険被保険者離職証明書によると、申立人の離職日は平成 20 年 8 月 31 日であることが確認でき、また、賃金台帳によると、同年 8 月分の給与から保険料を控除していることが確認できるので、厚生年金保険の資格喪失日を離職日の翌日の同年 9 月 1 日として届け出るべきところを誤って同年 8 月 31 日として届け出たものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成 20 年 8 月分の給与明細書において

確認できる保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成20年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年12月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、3年12月から4年9月までは32万円、同年10月から5年9月までは34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年10月1日から7年7月16日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、5年10月から6年5月までは30万円、同年6月から同年10月までは34万円、同年11月から7年4月までは30万円、同年5月及び同年6月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から7年7月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成3年12月から5年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、3年12月から4年9月までは32万円、同年10月から5年2月までは34万円と記録されていたところ、同年3月29日付けで、3年12月に遡って14万2,000円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほかにも複数の従業員等が同様に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の元取締役は、同社は平成3年頃から厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所の指導により標準報酬月額減額訂正に係る届出を行ったと供述している。

さらに、A社の複数の元従業員は、申立人は営業担当であり、社会保険事務は担当していなかったと供述していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成5年3月29日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実には即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年12月から5年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年12月から4年9月までは32万円、同年10月から5年9月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理が行われた後の最初の定時決定（平成5年10月1日）において、申立人の標準報酬月額は14万2,000円と記録されているところ、当該記録については、上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

2 申立期間のうち、平成5年10月から7年6月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、5年10月から6年9月までは14万2,000円、同年10月から7年6月までは11万8,000円と記録されている。

しかしながら、申立人は、当該期間において、30万円から35万円の給与が支給されていたと主張しているところ、申立人から提出された平成7年4月分から同年6月分までの給与明細書によると、約35万円の給与が支給されていることが確認でき、金融機関から提出された申立人名義の預金口座取引一覧によると、5年10月1日から7年7月16日までの期間においてA社から毎月約25万円から約36万円の給与が振り込まれていることが確認できる。これらのことから、当該期間において申立人は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給されていたことが認められる。

また、上記給与明細書によると、平成7年4月は標準報酬月額30万円に基づく厚生年金保険料が控除され、同年5月及び同年6月は標準報酬月額32万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、A社の複数の元従業員から提出された給与明細書によると、平成5年10月から6年5月までの保険料控除額及び同年6月から7年4月までの保険料控除額はいずれも一定であることが確認でき、同社は、当該期間について、各人ごとに、同額の標準報酬月額に一定の保険料率（平成5年10月から6年5月までと同年6月から7年4月までは異なる保険料率）を適用して厚生年金保険料控除額を計算していたと考へられることから、申立人も同様の取扱いであったと推認できる。このため、申立人は、5年10月から6年5月までは30万円、同年6月から同年10月までは34万円、同年11月から7年3月までは30万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除

されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成5年10月から7年6月までの標準報酬月額について、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から判断して、5年10月から6年5月までは30万円、同年6月から同年10月までは34万円、同年11月から7年4月までは30万円、同年5月及び同年6月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したが、回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年11月10日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年4月から同年10月までの標準報酬月額については、同年4月から同年9月までは22万円、同年10月は20万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月30日から8年11月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に申立期間も勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年9月30日より後の同年11月10日付けで、同年10月の標準報酬月額の定時決定の記録が取り消された上で、遡って同年4月30日と記録されており、申立人のほかにも複数の元従業員の資格喪失日が同様に処理されていることが確認できる。

また、上記元従業員のうち一人から提出されたA社における平成7年4月分から同年9月分までの給与支払明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるとともに、当該従業員は、同年10月頃に事業主から、同社は厚生年金保険料を滞納しており、国民年金の加入手続を行うように説明を受け、当該手続を行った際に厚生年金保険被保険者資格を同年4月30日に喪失していることを知り、国民年金に同日まで遡って加入したと供述している。

さらに、別の元従業員も、平成7年10月頃に事業主から、国民年金の加入手続を行うようにとの説明を受け、同年4月30日から国民年金に加入したが、説明を受けるま

では給与から厚生年金保険料が控除されていたと供述しており、申立人も、同年 10 月頃に事業主から、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険料を納付していないとの説明を受け、国民年金に同年 4 月まで遡って加入したが、説明を受けるまでは給与から厚生年金保険料が控除されていたと供述している。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立期間において同社は閉鎖されておらず、法人事業所であることが確認できることから、同社は、申立期間も厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。そのため、社会保険事務所において、同社が平成 7 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は無い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の A 社における資格喪失日を平成 7 年 4 月 30 日とする処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人に係る資格喪失日を当該処理日である同年 11 月 10 日に訂正することが必要である。

なお、平成 7 年 4 月から同年 10 月までの標準報酬月額については、申立人に係る当該処理前の記録から、同年 4 月から同年 9 月までは 22 万円、同年 10 月は 20 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成 7 年 11 月 10 日から 8 年 11 月 21 日までの期間について、申立人は、事業主から保険料未納の説明を受けた以降の給与からは厚生年金保険料を控除されていないと供述している上、申立人の居住区の記録によれば、当該期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

また、元従業員から提出された平成 7 年 10 月分以降の給与支払明細書によると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から5年3月まで  
私は、大学生の時に下宿先に国民年金保険料の納付書が届いたので、母に相談したところ保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料の納付をしていたとする母親は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いと説明しており、加入手続に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、大学生の時に保険料の納付書が届いたと説明しているが、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、平成9年1月に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳1冊のみ所持し、ほかに手帳を所持したことはなく、申立人の母親も申立期間当時に申立人の手帳を受領したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12724 (事案 6167、7943 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 49 年 3 月まで  
私は、20 歳になった昭和 47 年に、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付し続けていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間当初、保険料を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらったとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と相違している上、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 49 年 5 月に払い出されているところ、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付したことはないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 11 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は再申立てを行い、国民年金手帳に検認印を押してもらったとする方法は、勘違いであり、また、申立人の国民年金手帳の氏名がカタカナで記載されているのは不自然であると主張しているが、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 49 年当時は、原簿に当たる払出簿の氏名はカタカナで記載されていること、所轄年金事務所において、申立期間当時の 47 年 3 月から 49 年 4 月までの手帳記号番号払出簿の目視確認を行った結果でも、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことが確認できないことなど、申立期間の保険料を納付していたものと認

めることはできないとして、平成22年7月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再々度の申立てにおいて、申立人は、申立期間当時居住していた区で保険料の納付をしていた記憶があると主張し、また、当委員会における口頭意見陳述においても同様の主張を行っているが、その内容は、申立期間の保険料を納付したことを示す又はうかがわせるものではなく、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月及び53年11月から55年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月  
② 昭和53年11月から55年10月まで

私は、昭和48年4月に国民年金の加入手続を行い、1か月分の国民年金保険料を納付したことを記憶している。結婚後は居住していた市及び区の窓口で保険料を納付したはずである。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、昭和48年4月に国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は55年11月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料は時効により納付することができない期間であること、平成19年1月5日に当該期間直後の昭和48年5月14日の被保険者資格喪失及び50年1月31日の同取得が記録追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加前までは当該期間を含む48年4月から51年2月までの期間は連続した未納期間であったと考えられること、当委員会において、申立人が当該期間当時居住していた区において、国民年金に加入していたとする期間（48年4月から51年3月までの期間）について、所轄年金事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認を日本年金機構に依頼した結果、申立人の氏名は記載されておらず、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人は上記手帳記号番号払出時点で過年度納付

が可能であった昭和53年10月分の保険料を納付していることが確認できるが、申立人が所持する国民年金手帳には53年11月1日に被保険者資格を喪失している旨が記載されており、当該期間は婚姻後の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付又は免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで

私の父は、私が 20 歳になった時に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付又は免除申請をしてくれていたと思う。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付又は免除申請していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から当時の納付状況等に関して電話による聴取及び文書による照会に対する協力が得られず、国民年金の加入手続き、保険料の納付又は免除申請をしていたとする父親から保険料の納付状況、免除申請手続きの状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、年金記録確認申立書には、申立人は申立期間当時に「学生」であった旨が記載されていること、及び手帳記号番号払出簿の備考欄に「喪失」印が押されていることから、申立期間②については、学生時の国民年金の任意加入適用期間であったため、当該期間直前の申請免除期間後に被保険者資格の喪失の申出が行われ未加入期間となったものと考えられ、制度上、保険料を納付することはできないなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付又は免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から平成 4 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から平成 4 年 4 月まで

私は、大学卒業後に国民年金に加入し、加入後は毎年 1 年分の国民年金保険料をまとめて納付していた。申立期間当時に未納のお知らせが届いたこともなく、保険料は全て納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、大学を卒業した昭和 54 年中に国民年金の加入手続きを行い、平成 6 年 8 月に口座振替による保険料の納付に切り替えるまで、毎年 1 年分の保険料をまとめて納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成 6 年 5 月頃に払い出され、直後の同年 6 月 15 日に当該払出しに係る被保険者資格取得の届出を行っていることが、申立人が居住する市の独自の国民年金記録管理システムの記録で確認でき、当該届出がされる前までは申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書の発行は行われず、制度上、保険料を納付することはできない期間である

また、申立人は、上記届出時点で過年度納付が可能な申立期間直後の平成 4 年 5 月の保険料を 6 年 6 月 20 日に、4 年 6 月から 6 年 3 月までの保険料を同年 7 月 20 日にそれぞれ過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、上記届出及び当該過年度納付のいずれの時点においても申立期間の保険料は時効により納付することはできないこと、申立人は、申立期間初期の 1 年分の保険料額は約 10 万円から 10 数万円くらいと記憶しているが、申立期間初期の昭和 54 年度及び 55 年度の各 1 年分の保険料額は約 4 万円であり、申立人が記憶する保険料額とは大きく相違していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が20歳に到達した昭和50年\*月から申立期間内の59年10月までの期間について、当時居住していた区及び市の各所轄年金事務所において国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認を日本年金機構に依頼した結果、いずれの年金事務所においても当該払出簿に申立人の氏名は記載されておらず、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録は確認することができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から63年9月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から63年9月まで  
私は、昭和54年2月に国民年金の加入手続とともに付加保険料の申出を行い、妻に付加保険料を含む国民年金保険料を納付してもらった。申立期間の付加保険料を含む保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の付加保険料を含む保険料を納付していたとする妻は、夫が国民年金の加入手続をした昭和54年2月以降、夫婦二人分の保険料を毎月金融機関や郵便局で納付していたと説明しているが、申立人夫婦が居住している区では62年3月までは納付書の保険料の納付頻度は3か月ごとであり、納付していたとする夫婦二人分の保険料額は、夫婦二人の保険料の納付が始められた申立期間直後の保険料額とおおむね一致しているなど、申立期間の保険料の納付頻度及び保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人夫婦はいずれも、申立書において昭和54年2月頃に区から25年間保険料を納付しないと年金の受給資格を得ることができないと言われ、その時から保険料の納付を開始したと説明しているが、納付を開始したとする当該時点は、申立人夫婦とも29歳前であり、年金の受給資格期間が問題となるような時期ではなく、オンライン記録上、申立人夫婦二人の保険料の納付が開始された63年10月時点では、申立人夫婦は、いずれも60歳まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たすことができず、61年4月から導入された60歳到達後の国民年金の任意加入制度を利用しなければ、受給資格期間を満たすことができない状況にあったこと（申立人は、60歳到達後に国民年金に任意加入し、申立人の妻は、60歳到

達後は厚生年金保険被保険者期間となっている。)、申立人夫婦の申立期間中の 59 年 5 月 10 日時点で作成された年度別納付状況リストの納付記録では、申立人は 54 年 2 月から同年 6 月までの期間の保険料を納付した後、54 年 7 月から 59 年 3 月までの期間は未納期間となっているほか、オンライン記録ではこの期間を含め、その後納付記録の電算化が行われていた 63 年 9 月まで引き続き未納期間となっており、この間申立人夫婦は当時居住していた区から転出したことはなく、約 10 年近くの長期間にわたって、行政側が申立人夫婦二人分の保険料の収納事務処理を誤り続けたとは考えにくいことなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年2月から63年9月まで  
私は、昭和54年2月以降、夫の付加保険料を含む国民年金保険料と自身の保険料を一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立人の夫が国民年金の加入手続を行った昭和54年2月以降、夫婦二人分の保険料を毎月金融機関や郵便局で納付していたと説明しているが、申立人夫婦が居住している区では62年3月までは納付書の保険料の納付頻度は3か月ごとであり、納付していたとする夫婦二人分の保険料額は、夫婦二人の保険料の納付が始められた申立期間直後の保険料額とおおむね一致しているなど、申立期間の保険料の納付頻度及び保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人夫婦はいずれも、申立書において昭和54年2月頃に区から25年間保険料を納付しないと年金の受給資格を得ることができないと言われ、その時から保険料の納付を開始したと説明しているが、納付を開始したとする当該時点は、申立人夫婦とも29歳前であり、年金の受給資格期間が問題となるような時期ではなく、オンライン記録上、申立人夫婦二人の保険料の納付が開始された63年10月時点では、申立人夫婦は、いずれも60歳まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たすことができず、61年4月から導入された60歳到達後の国民年金の任意加入制度を利用しなければ、受給資格期間を満たすことができない状況にあったこと（申立人の夫は、60歳到達後に国民年金に任意加入し、申立人は、60歳到達後は厚生年金保険被保険者期間となっている。）、申立期間中の59年5月10日時点で作成された年度別納付状況リストの納付記録では、作成時点前の申立期間の

うち54年2月から59年3月までの期間は未納期間となっているほか、オンライン記録ではこの期間を含め、その後納付記録の電算化が行われていた63年9月まで引き続き未納期間となっており、この間申立人夫婦は当時居住していた区から転出したことはなく、約10年近くの長期間にわたって、行政側が申立人夫婦二人分の保険料の収納事務処理を誤り続けたとは考えにくいことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 62 年 6 月まで  
私は、平成元年 5 月に転居先の所轄社会保険事務所（当時）で国民年金の加入  
手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡って全て納付したはずである。申立  
期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成元年 5 月に転居先の所轄社会保険事務所  
で国民年金の加入手続を行った際に、申立期間を含む未納期間の保険料 10 万円から  
15 万円ぐらいを遡って納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号  
番号は元年 8 月頃に払い出されており、当該払出時点で、申立期間の保険料は時効  
により納付することができない期間であること、また、申立人は、当該払出時期の  
同年 8 月 14 日に第 3 号被保険者資格取得の手続をしたことがオンライン記録で確  
認でき、当該手続時点において申立期間の昭和 60 年 10 月から被保険者期間として  
記録整備が行われ、過年度納付が可能であった 62 年 7 月から 63 年 9 月までの期間  
の保険料を納付したと考えられること、申立人が国民年金加入時に遡って納付した  
とする金額は、過年度納付済みの 62 年 7 月から 63 年 9 月までの期間の保険料額に  
おおむね合致していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたこと  
をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、  
申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から11年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から11年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の免除申請は行っておらず、毎月保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間について保険料の免除申請は行っておらず、毎月保険料を納付していたと説明しているが、オンライン記録の申立期間に係る平成8年度から10年度までの各年度及び11年度の4月から9月までの期間ごとの免除申請日、免除対象期間及び処理年月日の各事項に不自然、不合理な点は認められないこと、また、8年度においては、申立人の夫も免除申請を行っており、その申請日は申立人と同一日であること、免除申請期間について保険料の納付があった場合には、過誤納保険料として還付・充当処理されることになり、申立人の夫は8年10月分及び同年11月分の保険料について、免除期間納付を理由に還付・充当処理が行われていることがオンライン記録で確認できるが、申立人の申立期間の保険料に係る還付・充当処理の記録は無いことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年3月まで

私は、昭和45年4月に就職した会社から年金手帳の提出を求められ、父が国民年金保険料を納付してくれて申立期間について領収印が押された年金手帳を提出し、返却されたことを憶えている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人が現在所持する年金手帳には厚生年金保険の記号番号のみが記載され、当該記号番号が平成9年1月1日に基礎年金番号として付番されており、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から61年3月まで

私は、結婚後夫と一緒に社会保険事務所(当時)に行き、私の国民年金に関する手続を行った際に国民年金保険料の未納期間があるとの説明を受け、夫がまとめて保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、婚姻(平成3年12月)後に国民年金に関する手続を行った際に、夫が申立期間の未納保険料を納付してくれたと説明しているが、申立人の平成3年12月からの第3号被保険者の届出処理が4年2月29日に行われ、直前の3年10月及び同年11月分の保険料を4年4月に納付していることがオンライン記録で確認でき、上記届出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から47年2月まで

私の母は、私が20歳の時に居住していた区の出張所で私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚式を行った昭和47年3月の前月まで集金人に国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立人が20歳の時に居住していた区の出張所で申立人の母親が国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が23歳時の昭和46年12月頃に払い出されていること、申立人は、両親から遡って保険料を納付したことや特例納付により保険料を納付したことを聞いた記憶は無いと説明していること、母親が加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の妹も、申立人と同様、婚姻前の期間の保険料は未納であることなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年3月から59年3月まで  
私の父は、私が20歳になった時に成人祝いとして国民年金の加入手続をしてくれ、父が亡くなる昭和61年まで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和61年4月頃に払い出されており、当該払出時点で過年度納付及び現年度納付することが可能であった申立期間直後の59年4月から61年3月までの期間の保険料は納付されていることがオンライン記録で確認できるが、当該払出時点で申立期間のうち58年3月から同年12月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人が父親から受け取ったと説明する年金手帳には、上記のとおり61年4月頃に払い出された手帳記号番号が記載され、申立人は当該手帳以外に父親からほかの手帳を受け取った記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から61年3月まで

私は、兄に勧められて国民年金の加入手続を行い、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、任意加入したことにより昭和52年1月17日に払い出されているが、申立人は、国民年金加入時の付加保険料の納付の申出に関する記憶は曖昧である。

また、申立人は、送付されてきた納付書により定額保険料と一緒に付加保険料を納付していたと説明しているが、申立人は昭和54年3月9日に口座振替の申出を行い、同年4月から61年3月までの期間の定額保険料を口座振替で納付していることが申立人が当時居住していた市の「国民年金口座振替対象者一覧表」で確認できること、同市では、「口座振替で定額保険料を納付している被保険者に別途付加保険料のみの納付書を発行して付加保険料を徴収することはない。」と説明していることなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年5月まで  
② 昭和41年6月から46年9月まで

私は、申立期間①については、昭和41年頃に市の出張所で母の国民年金保険料を納付した際に、職員から私の国民年金の加入を勧められ、遡って保険料を納付すれば満額受給できると説明され、その日のうちに出張所で当該期間の保険料を1回で納付した。申立期間②の保険料については、納付期限内に出張所で納付してきた。

申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は遡って納付したとする国民年金保険料の納付月数及び納付額に関する記憶が曖昧であり、申立人が所持する年金手帳及び申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和41年6月15日に国民年金の被保険者資格を取得したことが記載されていることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、当該期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は当該期間の保険料の納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧であり、申立人が居住する市では昭和46年8月までは保険料の収納は印紙検認により行っていたが、申立人は当該納付方法に関する記憶が無く、申立人が所持する国民年金手帳には47年7月11日発行と記載されており、当該年金手帳の発行時点では、当該期間の大半の期間は時効により保険料を納付することができな

い期間であるほか、申立人は、当該期間直後の46年10月から47年3月までの保険料を48年12月25日に過年度納付していることが申立人が所持する領収証書及び申立人が居住する市の被保険者名簿で確認でき、この過年度納付時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から同年 9 月まで  
私は、平成元年 3 月に厚生年金保険適用事業所を退職した時に、居住していた区の出張所で国民健康保険に加入すると同時に、国民年金の加入手続を行った。加入手続をした区の出張所の窓口で国民年金保険料を遡って納付するように言われたので、申立期間を含め保険料を納付した。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人が所持する年金手帳には「1.11.24 交付」の押印があることから、申立人は厚生年金保険適用事業所を退職した後の平成元年 11 月に国民年金の加入手続を行っており、この手帳交付時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人に対し、当該年金手帳交付直後の同年 12 月 4 日に過年度納付書が発行されており、申立期間直後の昭和 62 年 10 月から 63 年 1 月までの期間の保険料を平成 2 年 1 月 9 日に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、この納付時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から45年3月まで

私の母は、私が20歳になった時に私の国民年金の加入手続を行い、大学生であった申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。現在所持する年金手帳には、20歳の前日の昭和42年\*月\*日に国民年金の資格を取得したと書かれているが、その後に45年4月1日に訂正されている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立人は、母親は申立期間の保険料を母親が居住する市で納付していたと説明しているが、申立人は申立期間当時に母親の居住地とは別の市に居住していたことが戸籍の附票で確認でき、母親が居住する市で申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年5月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人が所持する昭和48年5月22日発行の年金手帳の資格取得日は、42年\*月\*日から45年4月1日に訂正されており、当該期間は申立人が学生であった期間であり、この手帳発行時点では、本来未加入期間とすべき期間であったこと

から、資格取得日が20歳の前日から申立人が大学卒業した後の45年4月1日に訂正された事務処理に不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。また、平成8年4月から9年8月までの期間、14年10月から17年1月までの期間及び同年4月から20年10月までの期間の保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月から7年3月まで  
② 平成8年4月から9年8月まで  
③ 平成14年10月から17年1月まで  
④ 平成17年4月から20年10月まで

私は、20歳となった平成6年頃に国民年金の加入手続きを行い、加入当初は学生で収入が無かったので国民年金保険料の免除申請を行っていた。卒業後は保険料を納付していた。申立期間③及び④については、毎月ではなかったが1年分か2年分の保険料をまとめて納付していた。

申立期間①の保険料が免除とされておらず、申立期間②、③及び④の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、当該期間の保険料の免除申請を行った時期、免除手続の場所及び免除申請承認通知書を受け取った記憶が曖昧である。また、申立人は当初、当該期間の保険料を納付していたとする申立てを行っていたが、当該期間当時、学生で収入も無かったこと、及び申立人の両親も保険料の納付に関与していなかったことなどの理由から、当該期間は保険料の免除を申請していたと申立内容を変更するなど、申立人が当該期間の保険料の免除を申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 2 申立期間②、③及び④については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

申立期間②については、申立人は保険料の納付方法、納付場所、納付時期、納付回数及び納付額に関する記憶が定かでないほか、申立人は当該期間は学校卒業後の就職活動中の合間に短期間のアルバイトをしていたが収入はほとんど無かったと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③及び④については、申立人は家にたまっていた納付書の保険料を1年分又は2年分まとめて納付していたと説明しているものの、当該期間の保険料の納付時期、納付回数及び納付額に関する記憶が曖昧である。また、平成21年2月に申立人に対して保険料の納付期限経過者を対象とする催告状が発行され、同年7月10日に当該時点で納付することが可能な期間の過年度納付書が作成されていること、22年1月から同年11月までの間に保険料の収納業務受託事業者による納付勧奨が8回行われていることがオンライン記録で確認でき、申立人は20年11月に国民年金被保険者資格を喪失した後、現在まで国民年金の再加入手続を行っていないことから、これらの催告状の発行、納付書の作成及び納付勧奨は申立期間④の一部に係るもので、同手続が行われた時点では、申立期間④の一部の期間は保険料が未納であったと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除され、申立期間②、③及び④の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 12744 (事案 1427 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から51年3月まで  
私の妻は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料を納付していたとする妻は申立期間の保険料の納付場所、納付額等に関する記憶が曖昧であること、妻は申立期間の自身の保険料も未納であることなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続きを行っているのに保険料を納付しないことはないと主張しているが、申立人から新たな資料の提出等は無く、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から平成 3 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から平成 3 年 7 月まで  
私は、20 歳になった昭和 61 年\*月頃に区出張所で国民年金の加入手続と口座振替による国民年金保険料の納付の申出を行い、口座振替で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付していたとする申立期間の保険料の納付額は当時の保険料額と相違している。

また、申立人は、昭和 61 年\*月頃に区の出張所で国民年金の加入手続及び口座振替による保険料納付の申出を行い、申立期間の保険料を口座振替で納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 3 年 7 月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、保険料を遡って納付した記憶も曖昧であると説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年2月から51年1月まで

私は、昭和49年12月に婚姻した後、国民年金の任意加入手続を行い再就職するまで国民年金保険料を納付していた。この手続の時期ははっきり憶えていないが、所持する年金手帳には50年2月24日に任意で加入したと記載されており、手帳の記載どおり納付書が送付されていれば、50年2月から保険料を納付していたはずである。年金事務所から年金手帳の「被保険者となった日」欄に「51年」と記載すべきところ、「50年」と記載を誤ったと口頭で説明されたが、それ以上の説明は無かった。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、厚生年金保険適用事業所を退職してから国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和50年5月1日であることから、申立人は50年2月まで遡って国民年金の任意加入手続を行うことはできない。

また、申立人の年金手帳の「被保険者となった日」欄の「年」については、申立人の国民年金手帳の記号番号の前後各10人の任意加入者の資格取得日を確認した結果、該当する20人の資格取得日は51年2月もしくは同年3月となっていることから、51年2月24日と記載されるべきであったものが、行政が誤って50年2月24日と記載したものと考えられる。申立人が所持する年金手帳の「被保険者の種別」欄は「任」となっており、申立人が51年2月24日に国民年金の被保険者資格を任意で取得していることがオンライン記録で確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であるなど、申立人が申立期

間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 2 月及び同年 3 月

私は、結婚後に役所に行って私と夫の厚生年金保険加入期間と国民年金保険料の納付期間を確認した時、申立期間の保険料が未納となっていたので納付書を再発行してもらって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、平成 19 年 3 月 12 日に申立期間の被保険者資格の取得及び喪失の記録が追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加前は、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったほか、当該記録整備時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、婚姻した平成 18 年 6 月より後に納付書を再発行してもらったとしているが、同年同月以降の時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月

私は、厚生年金保険適用事業所を辞めて、次の事業所で共済組合の組合員になるまでの1か月間の国民年金保険料について、職場に来ていた郵便局員に納付書と保険料額を渡して保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は平成元年5月の転居後間もなく、数万円の保険料の納付書が届き納付したとしているが、申立期間1か月分の保険料額とは大きく相違している。

また、申立期間に係る被保険者資格の取得及び喪失の記録は、平成21年11月9日に追加されていることがオンライン記録で確認でき、それまでは申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は郵便局員に納付書と保険料額を渡して保険料を納付したと説明しているが、当時、郵便局では保険料の収納取扱いを行っていなかったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から2年3月まで  
私は、平成元年6月に厚生年金保険適用事業所を退職した後、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、送付された納付書で国民年金保険料を金融機関で一括して納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が一括で納付したとする保険料額は、申立期間の保険料額とは大きく相違していること、申立人は国民年金への切替手続き時に年金手帳を持参したと思うと説明しているが、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には申立期間当時の被保険者資格取得に係る記載は無く、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から53年3月まで

私は、昭和49年3月から父の個人経営の事業所に勤め始めた。事業所の経理を担当していた姉は、自身と次兄の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。

申立期間について、姉と次兄の保険料が納付済みとされているのに、私の保険料だけ未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の姉が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和53年5月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち51年3月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、その後の51年4月以降の期間は保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人の保険料を納付していたとする姉は、保険料を遡って納付した記憶は無いと説明していること、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の姉が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 9 月まで

私は、会社を退職した後は国民年金に加入し国民年金保険料を納付するように姉から言われていたので、厚生年金保険の資格を喪失してすぐに国民年金への切替手続きを行い保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間に納付したとする保険料額は、申立期間の保険料額と相違する。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 62 年 9 月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の半ばは時効により保険料を納付することができない期間であること、当該払出時点で 60 年 7 月以降の保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は申立期間の保険料を毎月納付しており、遡って保険料を納付した記憶が無いと説明していること、保険料の納付が 3 か月ごとの納付から毎月納付に変更されたのは 61 年 4 月以降であり、申立期間の大部分は保険料の納付頻度が相違することなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は 2 冊の年金手帳を所持しているが、当該年金手帳の国民年金手帳の記号番号欄及び基礎年金番号欄には上記の 62 年 9 月頃の払出しにより付番された手帳記号番号が記載されていること、申立人はほかの手帳を所持したことはないと説明していることなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から3年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から3年12月まで  
私は、昭和58年1月に会社を退職した後は国民年金に未加入であったが、その後、平成3年12月頃に母と一緒に区役所に行き国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成6年1月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間のうち3年11月以前は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は3年12月頃に区役所で国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、同行したとする母親は、加入手続を行った時期は申立人の父親の障害年金の裁定結果（裁定日が5年12月9日であることがオンライン記録で確認できる。）が届いた5年12月頃であると説明していること、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 61 年 10 月までの期間、同年 12 月、62 年 4 月から同年 8 月までの期間、63 年 9 月、平成 2 年 2 月、同年 3 月、同年 5 月から同年 7 月までの期間及び 9 年 8 月から 10 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 6 月から 61 年 10 月まで  
② 昭和 61 年 12 月  
③ 昭和 62 年 4 月から同年 8 月まで  
④ 昭和 63 年 9 月  
⑤ 平成 2 年 2 月及び同年 3 月  
⑥ 平成 2 年 5 月から同年 7 月まで  
⑦ 平成 9 年 8 月から 10 年 3 月まで

私は会社を退職した昭和 52 年 3 月頃に国民年金の加入手続きを行い、その後、厚生年金保険から国民年金への切替手続きの記憶が定かでない時期もあるが国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間は 7 回の計 61 か月に及んでおり、申立人は、保険料の納付時期、納付場所、納付金額等に関する記憶が曖昧である。

申立期間①のうち昭和 58 年 6 月から 61 年 9 月までの期間、申立期間③、④、⑤及び⑥については、平成 10 年 9 月 3 日に当該期間に係る被保険者資格の取得及び喪失の記録が追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該期間当時は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きが行われなかったと考えられ、当該記録整備前は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、当該記録整備時点で当該期間は時効により保険料を納

付することができない期間であったことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間①のうち昭和 61 年 10 月及び申立期間②については、上記記録整備前は同年 10 月から同年 12 月までの期間は連続した未納期間とされ、62 年 9 月 5 日に過年度納付書が作成されていたことがオンライン記録で確認でき、当該作成時点からみて当該過年度納付書は 61 年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料に係るものと考えられるが、申立人は、同期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと説明していること、同期間の保険料を納付していたとすれば、同年 11 月が厚生年金保険被保険者期間として記録追加された上記記録整備時点で同月の保険料は還付処理されることになるが、当該処理が行われた記録は無いことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑦については、上記記録整備が行われた平成 10 年 9 月 3 日に当該期間に係る被保険者資格の取得及び喪失の記録が追加され、同年同月 8 日に過年度納付書が作成されていたことがオンライン記録で確認でき、当該作成時点からみて当該過年度納付書は当該期間の保険料に係るものと考えられるが、申立人は、婚姻した同年 4 月まで当該期間の保険料を毎月納付していたとし、婚姻後に遡って納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から47年3月までの期間及び51年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月から47年3月まで  
② 昭和51年4月から同年10月まで

私の母は、私が20歳になった時に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付には関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和59年11月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、国民年金被保険者資格を47年4月1日に喪失後、51年4月1日に再取得し、同年11月26日に喪失しているが、当該資格得喪の記録は59年12月11日に追加されていることがオンライン記録で確認でき、それまでは申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は上記の手帳記号番号が記載された国民年金手帳を1冊所持し、ほかの手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から 54 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から 54 年 12 月まで

私は、大学生の頃、区役所から国民年金の通知が送付されたので、記憶は定かではないが母が国民年金の加入手続をしてくれ、母から資金援助を受けて卒業前に申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は母親が国民年金の加入手続を行い、母親から資金援助を受けて 56 年 3 月の卒業までに保険料を納付したと説明しているが、保険料の納付額、納付場所及び納付時期等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 57 年 3 月に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、申立期間直後の 55 年 1 月から 56 年 3 月までの期間の保険料を 57 年 4 月に過年度納付していることが申立人の所持する領収証書から確認でき、当該納付時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から14年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から14年12月まで

私は、平成10年4月に就職したが、同年8月頃に会社から年金は個人で加入するように言われて国民年金に加入したと思う。加入後、1年ほど国民年金保険料を滞納したが、翌年の8月頃から保険料の納付を開始し、それまで滞納していた保険料を後から納付したこともあった。会社を辞めた後の13年以降は毎月保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は平成10年4月に就職した会社から同年8月頃に年金は個人で加入するように言われて国民年金に加入し、その後滞納していた保険料を後から納付したこともあったと説明しているが、国民年金の加入手続及び後から納付したこともあったとする保険料の納付期間、納付時期、納付回数、納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の基礎年金番号が付番された平成13年10月時点では、申立期間のうち、11年8月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は上記付番時点で保険料を遡って納付した記憶は無いこと、申立人は、上記基礎年金番号以外の年金手帳を所持した記憶も無く、10年頃に別の基礎年金番号が付番されていたことをうかがわせるような事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月29日から同年4月2日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出されたタイムカードから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、給与からの厚生年金保険料の控除については翌月控除としていところ、同社から提出された平成7年4月分の給与台帳によると、申立人の同年3月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このことについて、A社は、「タイムカードによると、申立人は平成7年4月1日まで在職しているので、同年3月の厚生年金保険料を控除すべきであったが、徴収ミスにより控除していないと考えられる。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月31日から30年4月1日まで  
② 昭和30年8月26日から32年7月11日まで  
③ 昭和33年9月1日から34年12月1日まで  
④ 昭和34年12月1日から41年9月13日まで

友人から海外在住者でも年金受給権が発生することを聞き、社会保険事務所（当時）に問い合わせた結果、平成19年1月24日付けで被保険者期間照会回答が来たので、確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されている記録があることを知った。申立期間当時は、脱退手当金の制度を知らなかったため、請求することは無く、受け取ったことも無い。また、申立期間②と③の間にある被保険者期間が脱退手当金の対象となっておらず、退職から2年以上も経過してから支給されているなど、理解できない点があるので、調査して支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間④に勤務したA事務所の退職後に申立期間①、②、③及び④に係る脱退手当金が支給されている記録があるところ、申立期間①及び②に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和43年12月27日の直前の同年11月19日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した記録が記載されているとともに、A事務所に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間②と③の間にあるB事務所及びC事務所における被保険者期間については、当該脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、年金記録のオンライン化がなされていない申立期間当時、社会保険事務所では、他の社会保険事務所が管理する

年金記録は被保険者等から申出等が無ければ把握することが困難であったところ、未請求となっている両被保険者期間に係る事業所を管轄する社会保険事務所はいずれも脱退手当金裁定庁である社会保険事務所とは異なっていること、また、両被保険者期間はそれぞれ10か月間、4か月間と短期間であることなどを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から 56 年 7 月まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てているところ、同社の回答から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間の一部において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 56 年 11 月 1 日であり、申立期間については、同社が適用事業所ではなかったことが確認できる。

そして、A社の総務担当者は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となる前に、従業員の給与から厚生年金保険料の控除をすることは無い。」と供述している。

また、A社が適用事業所となった昭和 56 年 11 月 1 日に資格取得した者に係る厚生年金保険被保険者原票には、健康保険の整理番号に欠番は無く、不自然な記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 54 年 8 月 21 日まで  
② 昭和 54 年 8 月 31 日から 56 年 6 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和 51 年 4 月に入社し、59 年 2 月 8 日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 4 月にA社に入社し、59 年 2 月 7 日に退職するまで継続して勤務していたので、当時の厚生年金保険料の控除等を証明する資料は持っていないが、申立期間①及び②についても厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、同社の元同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が当該期間の一部について同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及びA社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日は、申立期間①の最終日である昭和 54 年 8 月 21 日と記録され、また、資格喪失日は、申立期間②の初日である同年 8 月 31 日と記録されている上、当該被保険者名簿から、申立人の健康保険証が同年 9 月 4 日に返納された記載が確認できる。しかも、申立人の同社における雇用保険の資格取得日及び資格喪失日は厚生年金保険の記録と符合している。さらに、申立人の同社における次の厚生年金保険の資格取得日は、申立期間②の最終日である 56 年 6 月 1 日と記録されているところ、申立人の同社における次の雇用保険の資格取得日は同月となっていることが確認できる。

一方、申立期間①及び②当時にA社で厚生年金保険の被保険者記録がある者の雇用保険加入記録を照会したところ、記録の確認できた3名は、いずれも厚生年金保険の加入記録と符合していることから、同社では、厚生年金保険や雇用保険など社会保険の手続

を一緒に行っており、申立人についても、同社が上記の記録どおりの届出を行ったものと考えられる。

また、A社において昭和54年8月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者12名中、申立人と同じく同年8月31日までのわずか10日間の厚生年金保険の加入記録のある者が申立人を含み5名確認できるが、そのうち連絡の取れた2名は、いずれも申立人と同様、ポップ制作に従事しており、うち1名は、「昭和51年4月の入社時ではなく、54年8月に突然給料から厚生年金保険料を引かれたため、従業員から文句が出たので、厚生年金保険の加入は本人の希望に基づき決定するという取扱いになった。私は、加入を断ったが、断った者も1か月は加入することとなり、1か月間の加入記録がある。」と回答しており、また、他の1名は、「同社では、入社時には、国民年金に加入するように指示されたと思う。入社後1年以上たっても厚生年金保険に加入していなかったところ、厚生年金保険に加入させないのは違法だと父に指摘され、会社に申し入れて加入した。しかし、厚生年金保険料が高いため、1か月で加入をやめた。」と供述していることから、54年8月に一方的に事業所が厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を給与から控除したものの、一部の従業員については、本人が保険料負担を拒否したため、同年9月には厚生年金保険から脱退させたことによって、わずか10日間の加入となっていることが認められる。

さらに、A社の申立期間当時の事業主は、「申立期間当時の資料を保存していない上、社会保険の手続を担当していた者も今は在籍していないため、申立人を含めた申立期間当時の従業員の在職期間及び厚生年金保険の手続の詳細については不明である。」と供述している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立期間①及び②において健康保険の整理番号に欠番は無く、不自然な記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 22585 (事案 5308 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月1日から60年10月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が実際に支給を受けていた報酬月額に基づいて決定されていないので訂正してほしいとして、第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立内容を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、判断に納得できないため、新たな資料として、給料支払明細書を提出するので、再審議の上、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 A社の申立期間当時の代表取締役は、同社は昭和61年11月\*日に解散していることから、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないとしており、申立人の申立期間に係る保険料控除等について確認できない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人の実弟によると、当時、同社は社会保険料の滞納があり、当該保険料を納付するため社会保険事務所(当時)に出向いていたとしており、申立人はその経緯をよく知っていた旨を供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条1項ただし書の規定により、事業主が保険料を納付する義務を履行しないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当することから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

これらの理由から、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、平成21年11月26日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回の申立てに当たり、申立人は、昭和55年4月から同年11月までの給料支払明細書を提出しているが、当該給料支払明細書は申立期間のものではない。

このため、申立人の主張を確認できる新たな資料は無く、そのほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 22586 (事案 1763 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から14年5月1日まで

A社に代表者(平成12年6月2日に代表取締役就任、それ以前も同社の実質的な代表者)として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している旨を第三者委員会に申し立てたが、記録を訂正することはできないとの通知を受けた。そのため、今回、判断の理由の根拠となる滞納処分票の記録が事実と反することを証明する新たな資料として、平成14年5月1日付けの消印がある封筒、同年7月及び同年10月に発行された広報誌「B」、同年6月26日に申立人がC県にいなかった旨の妻の報告書等を提出する。さらに、新たに提出する13年6月分増減内訳書から計96万3,688円の余剰金が確認でき、その後4回にわたり計115万5,506円の社会保険料を支払っていることから、14年5月2日の訂正処理は過剰調整であったので、再度調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は、平成14年5月1日に社会保険の適用事業所でなくなっているところ、その翌日の同年5月2日付けで、申立期間の標準報酬月額が30万円から9万8,000円に遡って訂正されていることが確認できるものの、i) 申立人は、12年6月2日にA社の代表取締役就任しており、上記訂正が行われた時期には代表取締役であるとともに、その前の期間についても同社の実質的な代表者として、滞納保険料の支払について社会保険事務所(当時)に相談に赴いていたと供述していること、ii) 滞納処分票の記録によると、申立人は再三にわたり社会保険事務所の担当官と面談していることが確認でき、滞納保険料の納付を約束するものの、約束どおりに納付が行われておらず、保険料の支払に苦慮していたことが認められること、iii) 上記滞納処分票の記録によると、14年5月1日に社会保険事務所の担当官が申立人と面

談した記録があり、「保険料の未納分については、社長の給与の支払が正しくなされていないことから、報酬の見直しを行い、なくなる。全喪届、資格喪失届を受理する。」との記載が確認でき、この結果、標準報酬月額を遡って訂正する処理が行われることになったものと思われ、これらの書類に申立人が自ら押印したことを認めていることから、申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えることが自然であるとして、既に当委員会の決定に基づき、21年3月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、前回通知文の根拠となった滞納処分票には虚偽の記載があり、滞納処分票を根拠に記録訂正を認めないとする事は納得できないと主張し、今回、新たな資料として、平成14年5月1日付けの消印のある社会保険事務所から申立人に宛てた封筒、従業員である申立人の子のシステム手帳の写し、同年7月1日及び同年10月1日に発行された広報誌「B」、同年5月13日に締結された新たな事務所の賃貸借契約書及び同年6月22日に申立人は妻と共にD県E市に行っていた旨の妻の報告書を提出している。

また、申立人は、平成13年6月分の増減内訳書及び納入告知書・領収証書を提出し、2回目の遡及処理は、過剰な調整であったと主張している。

しかしながら、申立人が提出した上記の資料からは、申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったとまでは言えず、当該増減内訳書に記載されている金額は、申立人に係る標準報酬月額の減額訂正の届出を処理したことにより発生した差額(24か月分)であり、この1回目訂正処理で発生した充当額により滞納保険料を調整した上で、保険料100万円以上の滞納額があったことが確認できる。さらに、申立人から提出された納入告知書・領収証書のうち、申立人の妻の高齢任意加入に係るもの及び延滞金に係るものを除く82万4,998円と、領収証書の提出は無いものの同年3月28日に申立人が支払ったとうかがえる3万1,097円の合計85万6,095円を納付した上で、14年4月末において保険料数百万円の滞納額があったことが確認できる。

さらに、申立人は、社会保険事務所の担当者と対応していたのは自身であるとしていること、また、申立人が保有する平成13年6月分の増減内訳書等により、同年6月に1回目の遡及処理を行ったことが確認でき、申立人は、当該処理の結果として滞納保険料が大幅に解消された認識を持っていること、さらに、申立人は、14年5月の2回目の遡及処理に伴う、自身が代表取締役となっている会社印が押されている「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(副)」を保有していることから、申立人が、当該処理を行うことによって自身の標準報酬月額を減額する認識を持っていないとは考え難く、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の主張及び新たに提出された資料からは、当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 29 日から同年 2 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社が発行した労働条件通知書により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、厚生年金保険料は翌月控除で、給与は月2回支払い（15日締め当月末日支払、同月末日締め翌月15日支払）と回答しているところ、申立人から提出された平成13年1月後半分給与（振込日2月15日）では厚生年金保険料が控除されておらず、同年2月前半分（振込日2月28日）の給与明細書は保有していない。そこで、申立人から提出された同年2月前半分タイムカード、銀行預金通帳振込額並びに同年1月後半分、同年2月後半分及び同年3月前半分の給与明細書から、同年2月前半分の給与を検証したところ、厚生年金保険料が控除されていないことが推認できる。

また、A社は、保存期間を経過していることからデータを保管していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについては不明と回答している。

さらに、申立人のA社における雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から44年4月まで

A社(同社に係る事業所別被保険者名簿から、同社は、昭和40年10月2日にB社に社名変更し、その後、42年6月30日にC社に社名変更していることが確認できる。)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時のB社及びC社の事業主二人は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社の当時の従業員数を10人ぐらいと供述しているところ、B社及びC社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間における被保険者数は、二人から5人であることから、同社では従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、B社に係る上記被保険者名簿によれば、同社は昭和42年4月1日にD厚生年金基金(現在は、E厚生年金基金)に加入しているが、同基金は申立人の加入記録は見当たらないと回答している。

加えて、適用事業所名簿によると、C社は昭和44年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうち44年1月1日から同年4月までの期間は適用事業所でないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月20日から22年10月まで  
A社B工場で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和19年3月28日に資格を取得し、20年8月20日に資格を喪失したことが確認できる。

また、A社は、「当社では上記名簿以外の資料が無く、申立人が申立期間にB工場で勤務したかどうかは不明である。」旨回答している。

さらに、A社B工場に係る労働者年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、申立人が昭和20年8月20日に資格を喪失したことが記録されており、A社から提出された上記記録との一致が確認できる。

加えて、申立人が姓のみ記憶している同僚については、A社B工場に係る上記被保険者名簿により、同姓と確認できる6人全員の所在が不明のため、申立人の勤務実態等について確認できない。

そこで、A社B工場に係る上記被保険者名簿により、申立人と同日の昭和19年3月28日に被保険者資格を取得したことが確認でき、所在が判明した従業員に照会したところ、回答があった14人全員が、「申立人のことは覚えていない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 7 月 8 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当初、私の厚生年金保険に係る記録は、標準報酬月額が 20 万円、資格喪失日は平成 9 年 4 月 30 日と記録されていた。今回、申立てを行ったところ、標準報酬月額は 30 万円に、資格喪失日は平成 9 年 7 月 8 日に年金事務所において記録回復が行われた。

しかし、A社において、平成 9 年 10 月 31 日まで一般事務及び経理担当として継続勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の記録及び平成 9 年 10 月 31 日に退職したとする同社の複数の元従業員は、「自分が退職したときに、申立人は在籍していた。」旨供述していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

一方、A社に係る事業所記録照会回答票（諸変更記録）によると、同社は平成 9 年 7 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の元代表取締役は、所在不明であることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る被保険者縦覧照会回答票及び被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）により、当初、平成 9 年 4 月 30 日に資格喪失と記録された者は申立人を含め 49 人、同年 6 月 30 日に資格喪失と記録された者は一人確認できる。このうち、所在の判明した 46 人の元従業員のうち、給料支払明細書を保存している二人のうち一人は、平成 9 年 5 月分、同年 6 月分及び同年 8 月分から同年 11 月分までの給料支払明細書を保存しており、同年 5 月分給料支払明細書において厚生年金保険料の控除は確認できるが、同年 6 月分以降の給料支払明細書から厚生年金保険料の控除は確認

できない。

加えて、他の一人は、平成9年4月分から同年6月分までの給料支払明細書を保存しているところ、同年4月分及び同年5月分の給料支払明細書において厚生年金保険料の控除は確認できるが、同年6月分の給料支払明細書から厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、A社が発行した証明書によると、同年5月分以降の給料は、実際には未払となっていたことが確認できる。

これらのことから、申立人についても、平成9年6月以降の厚生年金保険料が給与から控除されていたことは、推認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 26 日から 54 年 2 月 1 日まで  
A社に昭和 53 年 2 月 1 日から 54 年 1 月末日までの 12 か月間勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の担当者は、「申立期間当時の賃金台帳等の賃金記録は保存しておらず、また、当時の責任者及び所長が死亡しているため、申立人の申立期間における勤務については不明である。」旨回答しているが、同社から提出のあった厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しによると、同社は、申立人に係る資格喪失届を昭和 53 年 4 月 28 日に健康保険証を添付して社会保険事務所（当時）に提出していることが確認できる。

また、A社に申立期間に勤務していた複数の従業員に、申立人の勤務状況について照会したところ、申立人を明確に記憶している者はいない。

さらに、A社の担当者は、「被扶養者がいるにもかかわらず、勤務途中で資格を喪失することは考えられない上、健康保険証を返納した後に保険料を給与から控除することはあり得ない。」旨供述している。

加えて、申立人に係る雇用保険の記録によると、A社における資格取得日は昭和 53 年 2 月 1 日、離職日は同年 4 月 26 日と記録されており、厚生年金保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から7年4月1日まで  
A社(後に、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間において、給与明細書等の資料は無いが、給与から保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における申立人に係る雇用保険の記録及び事業主の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社において申立人の勤務期間中に厚生年金保険の被保険者記録のある従業員に、同社における社会保険の取扱いについて照会したところ、複数の従業員が、「社会保険は希望による加入だった。」と回答しており、上記従業員の記憶する同僚や上司の名前がオンライン記録に無く、同社は必ずしも社員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、申立人は申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、申立期間当時のA社の社会保険の事務担当責任者は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については不明であるが、社員の中には社会保険料の負担が大きいと、余裕ができてから加入する人もいた。」旨回答しているところ、申立人同様、実際の勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間が一致していないとしている従業員のうちの一人は、「入社後、給与から社会保険料が控除されていなかったため、会社に申し出て保険料を控除してもらい社会保険に加入した。」旨供述している。

さらに、申立人に係る国民健康保険の加入記録によると、申立人は昭和61年5月1日に資格を取得し平成7年4月2日に資格を喪失しており、申立期間は国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間のうち平成6年10月から7年1月までの期間において、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から59年9月まで  
平成20年2月に社会保険庁(当時)から送付されてきた厚生年金保険の加入記録において、A社に勤務した昭和38年12月から平成2年5月までの厚生年金保険被保険者期間のうち、昭和58年10月から59年9月までの標準報酬月額がそれ以前の額と比べて10万円も少ないことが分かった。これは、誤りであると思うので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における標準報酬月額については、オンライン記録及び同社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の主張するように、申立期間の直前の昭和58年9月及び直後の59年10月は32万円となっているが、申立期間については、22万円となっている。

そして、申立人の申立期間及び申立期間前後の厚生年金基金の標準報酬月額も、A社が加入するB年金基金から提出のあった加入員台帳(写)において、上記厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。また、B年金基金の担当者は、申立期間当時の厚生年金基金への届出は、厚生年金保険の届出と複写式の用紙により行っていたと回答している。

このため、A社が、社会保険事務所(当時)に上記の記録どおりの届出を行ったものと考えられる。

一方、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間に厚生年金保険の被保険者であった従業員は、申立人のほかには二人だけであり、そのうちの一人についても、申立人と同様に昭和58年10月に標準報酬月額が減額されていることが認められる上、い

れの者の標準報酬月額の記事内容にも、不備や遡って訂正された形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月 4 日から同年 5 月 4 日まで  
② 昭和 60 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間において同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、C法人に理事として勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。給与支給明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録により、申立人が申立期間①において同社B事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、「当社で保管している厚生年金喪失者名簿以外に資料の保存が無い。当該名簿には、申立人の資格喪失日は記載されているが、当該期間当時の厚生年金保険の加入時期については、不明である。」旨回答しており、当該期間における厚生年金保険の加入条件、保険料控除等について確認できない。

そこで、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 25 年 5 月 4 日に被保険者資格を取得していることが確認できる従業員に、自身の入社時期について照会したところ、回答が得られた 7 人はいずれも、入社時期は同年 4 月頃であったとしている。

また、厚生年金保険加入時期が入社から 1 か月後となっている理由について、上記 7 人のうち一人は、「見習期間としていた。」旨回答しており、別の一人は、「入社から 1 か月間は厚生年金保険に加入させないという社内の制度だった。」旨回答していることから、A社B事業所は、申立期間①当時、1 か月間の見習期間を設け、見習期間終了後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、当該期間における給与明細書を所有しておらず、また、上記のとおり回答のあった7人も給与明細書等を所有していないため、当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、C法人の事業を承継したD法人は、「申立人の在職期間は昭和58年6月6日から60年3月30日まで」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務が確認できない。

また、D法人は、「当該期間当時の賃金台帳、源泉徴収簿等は保存期限切れのため保存していない。」旨回答しているものの、申立人の申立期間②における在籍の有無を確認できる資料として、C法人を統合したE法人が作成した関係者名簿を提出しており、当該名簿には、申立人の在籍期間について「58. 6. 6～60. 3. 30」と記載されている。

さらに、D法人は、「申立人が昭和60年3月31日時点で理事として在籍していれば、E法人発行の四十年史の歴代役員資料に申立人の氏名が記載されているはずであるが、当該資料に申立人の氏名は無い。」旨回答している。

加えて、D法人は、C法人の事業の廃止年月日について、昭和60年3月30日付けの社内伺出資料である「厚生年金保険適用事業所廃止届の提出について」を提出しており、当該資料の「事業の廃止・休業の年月日」欄には「昭和60年3月\*日」、「廃止・休業の理由」欄には「E法人との統合に伴う解散のため」と記載されており、C法人の事業廃止の日は60年3月\*日であることが確認できる。

また、D法人から提出のあった申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、C法人の事業主は、申立人の資格喪失日を昭和60年3月31日として届出を行い、同年4月4日付けで同法人へ確認通知されており、当該資格喪失日は、申立人の同法人に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録の資格喪失日と一致しているほか、多数の被保険者が同年3月31日において資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立期間②当時、C法人の総務担当であったとしている従業員は、「C法人は昭和60年3月\*日で廃止となり、同年3月31日にE法人に統合された。理事であった申立人は、統合された前日に辞職され、統合された時点で新しい役員に代わっているため、同年3月31日の1日だけ勤務し、民間に移ることは考えられない。」と回答している。

なお、F法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令第1条及び第2条によると、C法人は、昭和60年3月\*日に解散するものとされており、昭和59年度の事業年度は同法人解散の日の前日に終わるものとするとしている。

一方、申立人から提出のあったC法人の給与支給明細書のうち、申立人が同法人において厚生年金保険の資格を取得した昭和 58 年 6 月分の給与明細書においては厚生年金保険料が控除されておらず、同年 7 月分、60 年 2 月分及び申立人が資格を喪失した同年 3 月分においては保険料が控除されている。

このことについて、D法人は、「C法人における保険料控除方法は、翌月控除である。」と回答しており、昭和 60 年 3 月分の給与明細書で控除されている保険料は同年 2 月のものであることから、申立人が資格を喪失した 60 年 3 月は保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 6 月 1 日から 50 年 1 月 10 日まで  
② 昭和 50 年 2 月 26 日から 51 年 9 月 30 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、前職退職後、半年くらいたった後から2年間は勤めた記憶があるので、それぞれの申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人のA社における雇用保険の取得日は昭和 49 年 9 月 13 日、離職日は 50 年 2 月 28 日と記録されていることから、申立人が申立期間①及び②のうち、一部の期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の後継企業であるB社は、「当時のA社の資料は既に保管しておらず、申立人の勤務実態等について確認できない。」旨供述していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が姓のみ記憶している同僚二人は、A社に係る事業所別被保険者名簿には記載が無いため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間①又は②に被保険者資格を有している従業員 14 人のうち、所在の判明した 12 人に照会したところ、7 人から回答があり、そのうちの一人は、「申立人は正社員で冷蔵庫の配送運転手であったが、入社時期や勤務期間については覚えていない。」旨供述している。また、回答のあった残りの 6 人は、申立人について全員が「覚えていない。」と回答している。以上のことから、申立人の申立期間①及び②における勤務の継続性が確認できず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について推認できない。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では、申立人の資格取得日は昭和

50年1月10日と記録されており、A社に係る事業所別被保険者名簿の資格取得日と一致していることが確認でき、当該被保険者名簿によると、資格喪失の届出は同年3月17日に受け付けられ、その際、健康保険証が返納された記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月17日から51年2月29日まで  
A事業所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与額に見合う標準報酬月額より低くなっている。確認できる資料は無いが、給与は30万円超受け取っていたと記憶しているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る雇用保険の離職時賃金日額は、7,490円と記録されており、同賃金日額を月額に換算すると22万4,700円となり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同事業所に係る事業所別被保険者名簿で確認できる申立期間当時の事業主の連絡先を確認できず、申立人の申立期間における報酬月額、保険料控除額等について確認ができない。

また、A事業所において厚生年金保険の被保険者資格を有する同僚及び従業員7人のうち、連絡先の判明した6人に照会したところ、5人から回答があり、そのうち申立人と同じ職種である一人の同僚が提出している昭和63年分の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額は、当該同僚の昭和63年1月から同年12月までの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料の総額と一致していることが確認できる。

さらに、上記回答のあった5人のうち、源泉徴収票を提出した同僚以外の者は給与明細書を保管しておらず、また上記5人にオンライン記録の標準報酬月額と報酬月額が相違しているかとの質問をしたところ、4人が「不明。」、一人が「覚えていない。」旨回答している。

加えて、A事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正される等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 17 日から 54 年 3 月 11 日まで  
A 事業所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与額に見合う標準報酬月額より低くなっている。確認できる資料は無いが、給与は 27 万円くらい受け取っていたと記憶しているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 事業所に係る雇用保険の離職時賃金日額は、8,629 円と記録されており、同賃金日額を月額に換算すると 25 万 8,870 円となり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同事業所に係る事業所別被保険者名簿で確認できる申立期間当時の事業主の連絡先を確認できず、申立人の申立期間における報酬月額、保険料控除額等について確認ができない。

また、A 事業所において厚生年金保険の被保険者資格を有する同僚及び従業員 7 人のうち、連絡先の判明した 6 人に照会したところ、5 人から回答があり、そのうち一人の同僚が提出している昭和 63 年分の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額は、当該同僚の昭和 63 年 1 月から同年 12 月までの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料の総額と一致していることが確認できる。

さらに、上記回答のあった 5 人のうち、源泉徴収票を提出した同僚以外の者は給与明細書を保管しておらず、また上記 5 人にオンライン記録の標準報酬月額と報酬月額が相違しているかとの質問をしたところ、4 人が「不明。」、一人が「覚えていない。」旨回答している。

加えて、A 事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正される等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月頃から 42 年 1 月 5 日まで  
A 事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 事業所に申立期間も勤務していたと主張している。

しかしながら、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立期間当時の事業主は所在が不明であること、及び同事業所に係る事業所別被保険者名簿から確認できる申立人が記憶している同僚及び申立期間当時の複数の従業員に照会したところ、同僚からの回答は無く、回答があった 12 名の従業員全員が申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 事業所の申立期間当時の従業員の中には、同事業所には見習期間があり、見習期間は給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと思うと供述する者があり、当該者の入社日と上記被保険者名簿の資格取得日とは一致していないことが確認でき、同事業所では必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人の A 事業所における資格取得日は昭和 42 年 1 月 5 日と記載されており、上記被保険者名簿の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 22602 (事案 19597 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月26日から同年10月25日まで  
② 昭和46年4月16日から49年1月1日まで  
③ 昭和50年3月1日から51年11月20日まで

申立期間を対象として支給されたとする脱退手当金について、請求した記憶も受給した記憶も無い旨を平成22年6月に第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、当該脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えられること、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえなないことなどの理由により、23年8月に記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、私は、社会保険事務所(当時)に氏名変更の届出をしたことは無く、また、婚姻日から約5か月も後になって氏名が変更されているのは、社会保険事務所の事務手続上の不備によるものと思っており、今回、誕生日前に氏名変更をしたことを証明するものとして運転免許証を提出するので、改めて審議をして脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る前回の申立てについては、i) 申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の欄においては、申立人の氏名は、申立人に対する脱退手当金が支給決定された昭和52年5月2日に近接する同年5月12日になって、旧姓から新姓に変更されていることなどから、当該脱退手当金の請求に伴い、当該姓の変更が行われたと考えるのが自然であること、ii) 申立人が申立期間③において勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の52年5月2日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえなないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づ

き、年金記録の訂正は必要でないとする平成23年8月10日付けの通知が行われている。

今回、申立人は、公的機関に対しての婚姻に伴う姓の変更届は、婚姻日である昭和51年12月\*日の約5か月後ではなく、52年の誕生日（\*月\*日）までに行っており、このことは、現在保有する運転免許証の氏名が52年\*月の免許更新の際に訂正されていることが明らかであることから、当該約5か月後に行われたとする厚生年金保険の記録は、社会保険事務所の事務手続上の不備によるものであること、また、申立人は、脱退手当金の支給決定日当時は、妊娠による体調不良のため外出もままならず、脱退手当金の手続はできないはずであるとして、脱退手当金の支給記録を訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人から提出された運転免許証からは、申立人の姓の変更の時期は確認できない上、仮に、申立人が主張するとおり、昭和52年の誕生日までに警察署等に運転免許証に係る姓の変更の届出を行ったとしても、社会保険事務所に対する厚生年金保険の被保険者記録に係る氏名変更の届出も同時期に行われたとは言えず、申立人が52年の誕生日までに厚生年金保険の被保険者記録における姓の変更手続を行ったことは確認できない。

また、脱退手当金の請求は、制度上、事業主等が代理して行うことが可能なほか、社会保険事務所に請求書を郵送することでも可能である上、脱退手当金の受給についても、住居地近くの金融機関において行うことが可能であり、しかも、本人が委任した者による代理受領も可能であったことから、申立人が体調不良であったことをもって脱退手当金の請求及び受給ができなかったとは言えない。このほか脱退手当金が受給できないことをうかがわせる事情は見当たらない。

このように、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 22603 (事案 5638 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月1日から53年10月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたものの、記録訂正を行うことができないと通知があった。裁判を考えているが、弁護士から「第三者委員会に2回申立てをしなければ裁判はできない。」と言われたので、今回、新たな資料等は無いが、再度申し立てた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る前回の申立てについては、i) 社会保険事務所(当時)の記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和51年6月1日より後の53年11月29日付けで遡って、申立人の同社における被保険者資格喪失日が51年1月1日と記録されていることが確認できるものの、ii) 同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時、代表取締役として登記されている者は、「自分が同社の代表取締役であったことは無く、同社の代表取締役は、申立人であって、代表者印も申立人が管理していたはずである。」と供述している上、申立人も、申立期間について、「自分が同社の代表取締役であって、同社において社会保険関係の届出を行っていた。」と供述しているため、申立人がA社の実質的な代表者であったものと考えられることから、iii) 申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている実質的な代表者として、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべきであり、当該行為の結果である資格喪失処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする平成21年12月9日付けの通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、弁護士から第三者委員会に2回申立てをしなければ裁判ができないと言われたことを申立理由としているが、申立人からの新たな資料等の提出は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月1日から6年12月1日まで  
② 平成6年12月1日から7年7月31日まで

平成22年12月頃、日本年金機構から「あなたの被保険者期間の一部について、標準報酬月額がおかしいので確認するように」との通知があり、確認したところ、申立期間の標準報酬月額が不当に低くなっていることが分かった。そこで確認申立書に記録が違っている旨を記入して同機構に提出したが、同機構からは「記録は正しい」との回答があったため、第三者委員会に申し立てた。申立期間当時の報酬月額は、59万円又は63万円だった記憶がある。関連資料はほとんど残っていないが、よく調査して申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額については、オンライン記録において、当初、平成5年10月から6年6月までは53万円、同年7月から同年11月までは32万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年9月30日より後の同年10月26日付けで、5年10月から6年10月までは8万円、同年11月は9万2,000円に、遡って減額訂正処理がなされていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本により、申立期間①及び当該減額訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できるところ、申立人も、この間、代表取締役であったことを認めている。

そして、申立人は、「平成7年頃から会社の業績が急激に悪化し、業務を停止せざるを得なかった。最後の1、2か月分の保険料は払っていないかもしれない。」と供述しているところ、A社の取引先の金融機関から提出された同社に係る平成5年10月から7年9月までの24か月間の取引明細表によると、このうち16か月分の厚生年

金保険料等の社会保険料は引き落とされているが、8か月分は引き落とされておらず、8か月分は保険料が納付されていないものと考えられる。

また、申立人は、「未納分の保険料と自らの標準報酬月額との調整はしていないと思う。」と主張しているが、「代表者印は、自らが管理し、誰にも預けてはいない。また、誰かが勝手に代表者印を使うことも無い。」と供述していることから、申立人が上記標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額訂正処理に関与しながら、その減額訂正処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間②の申立人のB社における厚生年金保険の標準報酬月額については、オンライン記録において、当初、平成6年12月から7年3月までは32万円、同年4月から同年6月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年7月31日より後の同年9月4日付けで9万2,000円に、遡って減額訂正処理がなされていることが確認できる。

一方、B社の商業登記簿謄本により、申立期間②及び当該減額訂正処理日において、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できるところ、申立人も、この間、代表取締役であったことを認めている。

そして、申立人は、「平成7年頃から会社の業績が急激に悪化し、業務を停止せざるを得なかった。最後の1、2か月分の保険料は払っていないかもしれないが、未納分の保険料と自らの標準報酬月額との調整はしていないと思う。」と主張しているが、「代表者印は、自らが管理し、誰にも預けてはいない。また、誰かが勝手に代表者印を使うことも無い。」と供述していることから、申立人が上記標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額訂正処理に関与しながら、その減額訂正処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 10 日から同年 7 月 3 日まで

平成 13 年に社会保険事務所（当時）から送付されてきた「被保険者記録照会回答票」を見て、A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。しかし、同社には、昭和 53 年 4 月 10 日に新卒扱いで採用され、55 年 5 月まで勤務していたことは確かであり、53 年 5 月 24 日付けの本社業務部業務課配属の辞令も所持している。両親から年金の大切さを教えられていたので、就職するたびに事業所に年金手帳を提出し、資格取得日の記入と事業所印を押してもらっており、同手帳には、A社における厚生年金保険の資格取得日は、昭和 53 年 4 月 10 日と記載されている。その年金手帳を年金加入の証拠として年金事務所に申立てをしてきたが、納得できる回答が得られないので、今回、第三者委員会に申立てをした。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 53 年 5 月 1 日から同年 7 月 3 日までの期間については、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の元事業主及び元社会保険事務担当者は、「当社では、入社後約 3 か月から半年の試用期間を設けており、試用期間においては、厚生年金保険には加入させず、厚生年金保険料は控除していなかった。」と供述している上、申立期間当時、同社に勤務していた複数の同僚も、「同社では、入社後 3 か月間は試用期間で、厚生年金保険に加入させてもらえなかった。そして、試用期間中には厚生年金保険料の控除は無かった。」と供述している。

また、申立人と同期入社 of 5 人については、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同様、入社約 3 か月後の昭和 53 年 7 月に厚生年金保険の被保険者資格を

取得していることが確認できる。

このため、A社は、申立期間当時、入社後約3か月が経過してから、厚生年金保険に加入させるという取扱いを行っていたものと考えられる。

なお、申立人から提出された年金手帳には、申立人のB社（後に、A社C支店）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和53年4月10日、資格喪失日は昭和55年5月21日と記載されているが、事業所名欄には、同社の社判が押され、しかも、資格喪失日も記載されていることからみて、社会保険事務所で記載されたものではなく、同社退職時に、同社の担当者が押印・記載し、資格取得日については誤って記載したものと考えるのが自然である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。